

○行田市立学校施設の利用に関する条例

令和4年3月18日条例第14号

行田市立学校施設の利用に関する条例

行田市教育委員会の管理する建物使用条例（昭和28年条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲内で行田市公立学校設置条例（昭和39年条例第58号）に規定する行田市立小学校及び中学校施設（以下「学校施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学校施設の区分）

第2条 学校施設の区分は、別表のとおりとする。

（利用の許可等）

第3条 学校施設を利用しようとする者は、あらかじめ行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項に規定する許可の申出があった場合は、学校長の意見を聴いて、学校の行事に支障のないときに限り、これを許可することができる。

3 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用の制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校施設の利用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 学校施設、設備又は学校の物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （3） 専ら営利を目的とするものであると認められるとき。
- （4） その他施設管理及び学校教育に支障があると認められるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び教育委員会の指示）

第6条 教育委員会は、利用者の遵守事項を定め、学校施設の管理上必要があると認めるときは、

利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、利用の停止及び許可の取消し)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上特に必要と認めるときは、当該許可に係る利用の許可に付した条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を別に定める納期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 学校施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない事由により、学校施設を利用することができないとき。
- (3) 利用期日前7日までに利用の許可の取消し又は利用の変更を申し出、市長が認めたとき。

(原状回復)

第11条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該学校施設を原状に復さなければならない。第7条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、その利用中に学校施設若しくは設備を損傷し、又は学校の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

学校施設の区分	使用料（1時間当たり）	
	昼間	夜間
	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
屋内運動場	250円	600円
柔道場	125円	300円
剣道場	125円	300円
校庭	250円	—

備考 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。